

## 東京大学アジア研究図書館利用規則

制定 令和2年2月17日  
総合図書館運営委員会決定

### (目的)

第1条 この規則は、東京大学アジア研究図書館規則第9条の規定に基づき、東京大学アジア研究図書館（以下「図書館」という）の利用について、東京大学総合図書館利用規則及びその他の関連規則（以下、「総合図書館利用規則等」という。）に定めるもののほか必要な事項について定める。

### (館外貸出)

第2条 アジア研究図書館長（以下「館長」という。）は、次の各号に掲げる利用者に、アジア研究図書館資料の館外貸出を許可することができる。

- (1) 総合図書館利用規則等で館外貸出が許可されている者
- (2) その他館長が必要と認める者

2 次の各号に定めるアジア研究図書館資料は、館外貸出を行わない。

- (1) 総合図書館利用規則等で定める館外貸出を行わない資料
- (2) その他館長が特に指定したアジア研究図書館資料

3 アジア研究図書館資料の貸出冊数・期間・更新回数は次のとおりとする。更新は、延滞又は予約のない場合のみ可能とする。

#### (1)開架図書

館外貸出を許可された者 10冊 30日 更新2回

#### (2)保存書庫資料・自動書庫資料

東京大学の大学院学生、教員、研究員、名誉教授及び部局の長が発行する身分証を有する研究員 50冊 30日 更新5回

その他の館外貸出を許可された者（東京大学教育学部附属中等教育学校の後期課程生徒、及び東京大学総合図書館の発展に顕著な貢献をした者で総合図書館長が指定する者を除く） 20冊 30日 更新2回

### (雑則)

第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。